

当委員会が2016年7月7日に実施した知財セミナーが大変好評でしたため、講義内容をぜひ多くのデザイナーとデザイン業務に関わる方々にお伝えしたく、講師を努めてくださった松井弁理士に講義のダイジェスト版を書いていただきました。特にパッケージデザイナーの方が知っておくべき、知的財産の仕組み、出願方法など戦略的な視点で解説されています。一度で読み通すには少々長いですが、著者のご了解を得て、2部構成にしました。

本号は、第1部として<知的財産権の制度>について、続く次号で、第2部として<戦略的な権利の取得方法>となります。

次号の理解のためにも、ぜひこの第1部からお読みいただくことをお勧めします。

(2016年9月26日 編集・文責：デザイン保護委員会 委員長 丸山和子)

◆このページに限らずVol.1～これまでに掲載した内容は著作権・他で保護されています。無断転用はお断りいたします。引用の場合は引用部分を明確にし、出所の明示をお願いいたします。

● 情報発信&活動報告

デザインの創作と保護のためにデザイナーが知っておくべき「知的財産権の制度」

ロシア特許法律事務所 代表パートナー 弁理士 松井 宏記

まず、「知的財産権」という言葉をよく聞きますけど、「知的財産権」という権利があるわけではなく、下記表にあるような「産業財産権」と「その他の知的財産権」に属する個別の権利をまとめて「知的財産権」と呼んでいます。



知的財産権

<p>産業財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権—技術 ・ 実用新案権—構造 ・ 意匠権—デザイン ・ 商標権—ブランド 	<p>その他の知的財産権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正競争防止法—模倣 ・ 著作権—アート ・ 商号—会社名 など
--	---

© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

2

■ 知的財産権は、「産業財産権」と「その他」に分けることができます。

「産業財産権」というのは、特許庁に出願し登録されて初めて権利が発生します。特許、実用新案、意匠、商標というものです。これはみなさんご存知ですよね？

その他の知的財産権には、不正競争防止法上の権利や、著作権などがあります。

不正競争防止法や著作権法は、どこかの行政機関に何かを登録して権利が発生するというものではありません。著作物を創作したときに著作権は発生しますし、不正競争防止法は自社が営業を行っているときに他社に不正な営業活動をされた場合に守ってもらえるという法律になっています。

よって、産業財産権のように権利を自ら作って戦略的に保護を行うというのではなく、自らが創作したり営業したりしている範囲で守ってもらえるものです。

企業活動で生み出されるデザインを保護する法律は、意匠法と商標法がメインになります。意匠権および商標権を取得して自らの創作を守るということになります。不正競争防止法は、あくまでも、意匠権や商標権を取得していないときの「奥の手」と考えた方がいいかもしれません。

また、著作権は基本的に「芸術(アート)」を保護する法律ですので、企業活動での創作物を保護する場合に適さないケースが多いです。

そこで、本稿では、意匠権について、特に解説したいと思います。

■ まず、意匠とはわかりやすく言うと、「物の形態」です。

もっと突っ込むと「工業製品の形態」です。逆に言うと「アートなどの一品制作物の形態」ではありません。いわゆるプロダクトデザイン、パッケージデザインが該当します。最近はソフトウェアやアプリ、モニタ画面などのGUI(Graphical User Interface)の意匠登録が増えてきています。

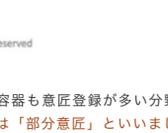
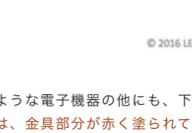
意匠権のイメージをつかみやすくするために、実際の登録意匠の図面を見ましょう。

下記はみなさんがご存知の製品の意匠登録です。これらは斜視図ですが、意匠登録出願の際には、六面図が必須になります。



意 匠

- ・ 意匠登録第1076843号
- ・ 自律歩行ロボットおもちゃ
- ・ 意匠登録第1074232号
- ・ 表示器付き電子計算機用演算制御機



© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

4

上記のような電子機器の他にも、下図左側のような容器も意匠登録が多い分野です。また、下図右側のイヤリングでは、金具部分が赤く塗られていますが、これは「部分意匠」といって、赤いところは形状を特定せずに権利を取得しています。すなわち、下図右側の写真では、耳に留めるタイプのイヤリングですが、赤色に塗って形状を特定せずに権利にしていますので、ピアスになっても権利が及ぶようになっています。



意 匠

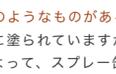
- ・ 意匠登録1488207
- ・ 化粧品用容器
- ・ 意匠登録1532353
- ・ イヤリング



© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

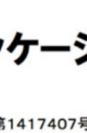
5

では、皆様が特に興味を持っているパッケージデザインの意匠登録はどのようなものがあるのでしょうか。下図がパッケージデザインの意匠登録例です。スプレー部分がピンク色に塗られていますが、これはスプレー部分については形状を特定せずに権利を取得しているということです。よって、スプレー缶の表面に下図のようなデザインが付されていれば、スプレー部分の形状は問わずに権利範囲に含めることができるようになっています。



パッケージ意匠

- 登録第1417408号
- 登録第1417407号
- 登録第1417406号



© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

6

実は、よく見ていただきたいのは、上図のスプレー缶の意匠は、缶表面に付けられているはずの文字は消されて、また、白黒で意匠権を取得しているということです。

原則として、文字は模様として意匠の一部になりますので、文字を削除して意匠権取得することがよくあります。また、意匠の実務では、色違いは基本的に類似になりますが、一番中心としての権利を設定するために白黒での権利取得が多いように思います。

■ 次に意匠制度の特徴を見てみましょう。

下図に記載の4点が意匠制度の特徴になります。

「登録主義」「先願主義」「審査主義」そして「一意匠一出願」です。



日本意匠制度の特徴



© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

9

● 「登録主義」とは、特許庁の登録原簿に意匠を登録して初めて意匠権が発生するというものです。よって、デザインを創作したから自動的に意匠権は発生しません。特許庁に出願し登録して初めて権利が発生するので、よく、似た製品が出てきて相談に来られた際に「私が先に作ったから、意匠権は私にありますよね?」と言われることがありますが、残念ながら出願し登録していなければ意匠権はありません。

● 「先願主義」とは、同一類似の意匠出願を複数人が行った場合には、最初に出願した方が意匠権を取得できるということです。よって、先に創作しても意匠権を取得するのに有利にはなりません。先に出願しなければなりません。

● 「審査主義」とは、意匠出願が行われると、その意匠が意匠登録の要件を満たしているかどうかを特許庁は審査するというものです。当たり前のようですが、世界では新しさの要件(新規性)を満たすかとか、創作性の要件を審査しない国も多数あります(例えば、ヨーロッパは新しさや創作性を審査しません)。よって、日本の意匠権を取得したということは、出願前に知られているデザインの中から、同じく類似のものが無かったという客観性が与えられます。

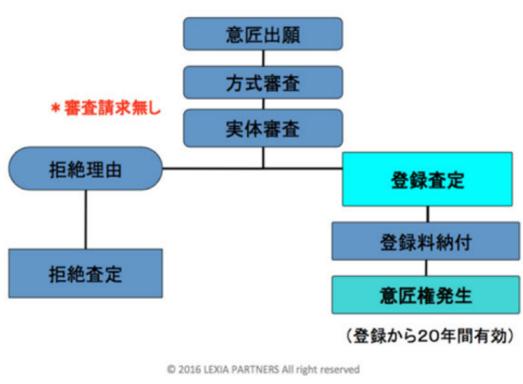
● 「一意匠一出願」とは、一つの意匠出願を行う場合には、一つの意匠しか含めることができないということです。

■ 出願から意匠権発生までを簡略した表が下図です。

2014年度で意匠出願から審査結果(拒絶理由通知または登録査定)ができるまで平均6.2ヶ月です(特許年次報告書2015より)。意匠登録後、意匠権が発生し、年金を納めることによって、登録から20年間、意匠権は存続します。



意匠出願から権利発生まで



© 2016 LEXIA PARTNERS All right reserved

11

※次号で、第2部「デザインの創作と保護のために知っておくべき戦略的な権利の取得方法」に続きます。(10月下旬公開予定)

● 活動報告

意匠・商標を自分で調べてみる体験型セミナーの企画案が決定しました！

～特許庁公報検索〈J-Plat Pat〉を基本の手順から習得する～

JPDAデザイン保護委員会では、これまでに今期2回目目のセミナーとして「**J-Plat Patを使いこなそう**」をテーマに、特許庁公報検索の方法を具体的に学ぶ勉強会の検討を進めてきましたが、実施についての具体的な方向が9月8日(木)に開催した第3回デザイン保護委員会で決まりました。

それを土台として講義内容については、<意匠・商標>についてデザイン制作の現場で役に立つ、身近なテーマを設定して語りやすいチャートに従って検索を進めることができるものと、講師との相談で進めています。現在までに確定したことを、以下に記載します。

●テーマ：「J-Plat Patを使いこなそう～検索の基本の手順を実際にパソコン操作して習得する」

●内 容： **公報検索(意匠・商標)をするための方法とその手順を学ぶ。**

※操作実習が目的のため、各自がインターネット接続可能なノートパソコン、タブレットの持ち込みが必要となります。

※見学のみの参加希望も受け付ける予定です。

当日の流れ

1. 意匠と商標の概要
2. 検索の流れのチャートを説明
3. 検索例(1)について、分類等調査～スクリーニングを講師実演・同時に参加者操作
4. 検索例(2)について、「対象と分類等」を講師から提示し、参加者はスクリーニングの実習
5. 実習の解説
6. 質疑応答

- ・会 費： 無料
- ・対 象： JPDA会員、D-8会員及び一般
- ・定 員： 40名(見学のみの参加枠は別途設ける予定。)
- ・日 程： 11月14日(月)
- ・時 間： 18:30～20:30(受付開始18:00)
- ・会 場： DIC株式会社 本社2F 会議室
- ・講 師： INPIT知財情報部 小林佑二氏

◆参加ご案内について

10月中旬にJPDAメールマガジン配信、及びJPDAウェブサイトにて公開となります。それまでに参加のご検討をいただけましたら幸いです。

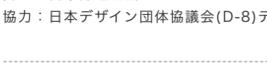
● 委員会ヒトコト通信

知的財産の無料相談コーナーのおしらせ

2016東京国際包装展(TOKYO PACK) 併載 「パッケージデザインパビリオン」内に、日本弁理士会協力による**知的財産の無料相談コーナー**が設けられます。

会期：2016年10月4日(火)～7日(金) 10:00～17:00

会期：東京ビッグサイト東3ホール



(写真提供:日本弁理士会)

市場性の高い商品の開発手法、知的財産権の取得やリスク回避の助所を知りたいありませんか?「弁理士」は、知的財産に関するプロです。日本弁理士会は、会場内のパッケージデザインパビリオンに日本インダストリアルデザイナー協会と相談コーナーを開設し、商品開発力の強化、製品に関わる創作・考案の権利化による戦略的保護をサポートいたします。(TOKYO PACK 2016 ウェブサイトより)

※掲載につきましては担当部署に確認・了解を済ませています。

パッケージデザインパビリオン(PDP)

主催：公益社団法人日本包装技術協会

運営：公益社団法人日本インダストリアルデザイナー協会(東日本ブロック 事業委員会 PDP運営部会)

後援：公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会

協賛：公益社団法人日本パッケージデザイン協会

同：一般社団法人日本デザイン保護協会

同：日本弁理士会

協力：日本デザイン団体協議会(D-8)デザイン保護研究会